

2019年度「隠岐ユネスコ世界ジオパーク学術研究奨励事業」募集要項

隠岐ユネスコ世界ジオパークの科学的な資料の蓄積を図るため、大学生、大学院生、研究者等を対象に隠岐にかかわる調査研究を助成します。

1. 助成対象事業

隠岐にかかわる調査研究で、次のいずれかに該当するもの。

【学術研究奨励事業 新規】

隠岐島内の人文・社会科学および自然科学にかかわる調査研究で、2019年度で実績報告が可能な研究。

なお、次に記載するテーマは優先的に採択を検討します。

①「大地の成り立ち」

A. 隠岐の成り立ち（地史）の解明に関する研究

- （例）・隠岐片麻岩の変成年代や成因の解明
・島前・島後の火山形成の解明、など

B. ゼノリスに関する研究

- （例）日本海の地下構造の解明、など

②「独自の生態系」

A. 隠岐諸島の生物相に関する研究

- （例）植生や生物相の調査、など

B. 隠岐諸島の生物相の形成要因の解明に関する研究

- （例）遺伝子を活用した生物相の分布変動の解明、など

C. 隠岐諸島の生物の保全・保護に関する研究

- （例）保全対象とする生物の生態解明、など

③「人の営み」

テーマは設けていません。

【学術研究奨励事業 継続】

隠岐にかかわる島内外の人文・社会科学および自然科学にかかわり、かつ、過去3年以内に、隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会から助成金の交付を受けた調査研究で、2019年度で実績報告が可能な研究。

* なお、調査地が島外でも、隠岐の価値を高める調査研究であれば、対象とします。

2. 助成対象者

以下の個人もしくはグループ。

- (1) 大学に在籍する大学生または大学院生
- (2) 研究機関等で研究活動に従事する者
- (3) その他、隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会会長が認めた研究者
- (4) 2020年2月28日(金) * 必着までに実績報告の提出が可能な方

3. 助成金の額等

(1) 助成金の額

予算の範囲内で、1件あたり上限20万円（新規3件程度、継続3件程度）
ただし、助成対象研究は、1助成対象者につき1件とします。

(2) 助成対象経費

【学術研究奨励事業 新規】

- ・ 隠岐諸島までの交通費及び宿泊費（飲食費は対象外）
- ・ 島内での調査研究にかかわる移動経費および必要経費
（例）島前と島後間のフェリー、内航船代、レンタカー代、調査研究にかかわるガイド料、宿泊費（飲食費は対象外）、郵送料、本人以外の人件費、など
- ・ その他、隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会会長が認めた経費

【学術研究奨励事業 継続】

- ・ 調査地までの交通費及び宿泊費（飲食費は対象外）
- ・ 調査地内での調査研究にかかわる移動経費および必要経費
（例）レンタカー代、調査研究にかかわるガイド料、宿泊費（飲食費は対象外）、郵送料、本人以外の人件費、など
- ・ その他、隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会会長が認めた経費

* 交通費及び宿泊費について

- ・ 隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会旅費規程（2019年4月1日以降の）に準じます。
- ・ ただし、宿泊費については、泊まり：島根県・鳥取県の場合1泊6,500円まで、その他都道府県（政令都市等を除く）の場合1泊9,200円までを上限とし、領収書に基づき実費支給します。
- ・ 交通費については、可能な限り経済性を考慮した合理的な経路を検討してください。
- ・ 時季が限定される調査では、採択前に調査が始まっている場合があることから、4月1日～2月28日（実績報告提出日）までを助成対象とします。

(3) 助成率 10/10

4. 新規または継続応募方法

次の書類を隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会事務局まで持参するか郵送でお申し込みください。

- (1) 応募申請書
- (2) 実施計画書
- (3) 収支予算明細書
- (4) 研究者等略歴 / 在学証明書 (写) 各1部

5. 応募締切

【学術研究奨励事業 新規】 2019年5月31日 (金) * 必着

【学術研究奨励事業 継続】 2019年4月5日 (金) * 必着

6. 申込先、問い合わせ先

隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会 事務局 担当：岡田
〒685-8601 島根県隠岐郡隠岐の島町港町塩口 24 (隠岐支庁県民局内)
TEL : 08512-3-1321 FAX : 08512-3-1322 E-mail : okada@oki-geopark.jp

* 様式等は、隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会HPに掲載しています。

<http://www.oki-geopark.jp/>

7. 審査

研究成果によってもたらされる効果が、隠岐ユネスコ世界ジオパークの活動(誘客活動、地域活動、調査研究活動、保護区の設定、など)に活用できる内容であるかを審査基準とします。

【学術研究奨励事業 新規】

審査会を開催し、隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会会長が、助成金交付を決定し、6月中旬までに通知します。

【学術研究奨励事業 継続】

審査会を開催し、隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会会長が、助成金交付を決定し、4月下旬までに通知します。

8. 実績報告

助成研究が完了後、次の書類を2020年2月28日(金) * 必着まで、隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会事務局まで持参するか郵送で提出してください。

- (1) 実績報告書
- (2) 実施報告書
- (3) 収支決算明細書 (* 要領収書の写し) 各1部

9. 助成金の支払い

応募資料4点（応募申請書、実施計画書、収支予算明細書、研究者等略歴）および実績報告3点（実績報告書、実施報告書、収支決算明細書）を精査して、助成金の交付額を確定し、希望する金融機関へ振り込みます。

10. その他

- (1) 助成金の交付に関する詳細については、「隠岐ユネスコ世界ジオパーク学術研究奨励事業助成金交付要綱」によるものとする。
- (2) 本事業に採択された研究については、2019年10月31日（木）までに中間報告書を提出していただきます。
- (3) 実績報告後、隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会が開催する「学術研究発表会」にて、研究成果の報告（発表：20分程度、質疑応答：10分程度）を行っていただきます。発表会は、協議会および住民の方や隠岐ユネスコ世界ジオパークのガイドのみなさんを想定しています。なお、発表会は、2020年3月中旬頃を予定しています。発表者（1名分）にかかる交通費および宿泊費に関しては、隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会が負担します。
- (4) 実績報告後、研究テーマ、団体名（所属）、代表者名（氏名）、実施報告書（要約のみ）を隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会のHPで公開します。
- (5) 本事業を使って行われた研究成果を学会で発表するときや学術誌等に投稿する際は、研究の一部に本事業を使用した旨を明記し、隠岐ユネスコ世界ジオパークのロゴマークを掲載してください。また、本事業にかかわる研究について取材等を受ける場合は、研究の一部に本事業を使用した旨を伝えてください。
- (6) 本事業に不採択された研究の応募書類については、事務局で責任を持って資料として保管いたしますが、ご返送を希望の場合は、改めてご連絡ください。
- (7) 本事業を使って行われた研究成果は、3年以内に査読のある学術雑誌等に投稿してください（「査読中」「出版待ち」も可）。3年以内に投稿されない場合は、実施報告書を「隠岐の文化財」に確認の上、掲載いたします。

○参考：スケジュール

新規	継続	内容
2019年5月31日（金） * 必着	2019年4月5日（金） * 必着	応募締切
6月中旬	4月下旬	採択決定通知
10月31日（木）		中間報告の提出
2020年2月28日（金）* 必着		実績報告の提出
3月中旬		学術研究発表会
3月下旬		助成金交付額確定通知 助成金の支払い